

JR静岡駅南口から徒歩1分、利便性の高い

聖隷静岡健診クリニックで特定保健指導を開始

場所：聖隷静岡健診クリニック（静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル5～7階）
TEL:054-280-6211 FAX:054-280-6252

社会福祉法人 聖隷福祉事業団（法人本部：浜松市／理事長：山本敏博）、保健事業部 聖隷静岡健診クリニック（静岡市/所長：鈴木美香）は、利用者と医療保険者のニーズに応えるため、2018年度より「特定保健指導」を開始しました。

厚生労働省が、生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的として、平成20年度から始めた特定保健指導は、2014年時点の全医療保険者平均実施率は18%であり、国が掲げる全医療保険者目標の45%には達成していないため、実施率向上を目的に実施方法が見直しされ、平成30年度から第3期実施計画期間となりました。聖隷静岡健診クリニックでは、利用者と医療保険者のニーズに応えるため、平成30年度より「特定保健指導」を開始しました。聖隷静岡健診クリニックは特定保健指導実施率向上の寄与に努めます。

聖隷静岡健診クリニックの特定保健指導は、以下2種類を用意しています。

1. 「当日特定保健指導」

⇒健康診断（特定健康診査等）を受診された方で、特定保健指導の対象となった場合、受診した当日にご利用いただく保健指導。健康診断当日に結果データが揃わなくても、初回面談の分割実施を行う体制が整っています。

2. 「後日特定保健指導」

⇒仕事の都合などで健康診断受診当日に特定保健指導をご利用いただけなかった方に、都合の良い日の午後にご利用いただく保健指導。

ご多忙の折り大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様方の取材を賜りたく、ご案内申し上げます。

特定保健指導とは

40歳～74歳までの医療保険加入者が対象。特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをする。厚生労働省によると、特定保健指導の実施率が保険者におけるインセンティブ（後期高齢者支援金の減算）の指標にもなるため、第3期実施計画では運用方法の改善や医療機関との連携を推進し、目標達成を目指す。



特定保健指導の様子



聖隷静岡健診クリニック外観

— 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 保健事業部 —

1999年4月 聖隷健康診断センターと聖隷予防検診センターが統合し、保健事業部発足

2010年4月 静岡市に聖隷健康サポートセンター Shizuoka を開設

2013年4月 聖隷静岡健診クリニック統合 開設

保健事業部所在地：静岡県浜松市中区住吉2-35-8 事業部長：福田崇典

業務内容：生活習慣病予防・人間ドック・婦人科検診・労働安全衛生・健康増進などの事業を包括した事業を行っている。また、43台の検診車を有し、巡回健診も行っている。保健事業部の各施設では、健康診断後の精密検査・再検査を行いフォロー体制も整っている。

問合せ先：聖隷福祉事業団 保健事業部 営業契約室 営業契約課 担当：生田

TEL：054-280-6250(直通)・FAX：054-202-7261